

医療従事者の負担軽減及び処遇改善に関する取組事項

当院では、医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取組みを行っています。

医師

医師の業務軽減について多職種から委員会にて問題解決に取り組んでいます。

- ・勤務計画上、週1回以上当直を行わない勤務体制の実施
- ・勤務計画上、月1回以上日直を行わない勤務体制の実施
- ・常勤医師の負担軽減のため非常勤医師を派遣依頼している。

看護職員

別紙のとおり

1. 業務量の調整
時間外労働が発生しないような業務量の調整
2. 看護職員と多職種との業務分担
薬剤師、管理栄養士、リハビリスタッフ、臨床検査技師、診療放射線技師
ソーシャルワーカー、事務
3. 看護補助者の配置
専門性を必要とする業務に専念できるよう看護補助者を配置
夜間帯の配置、充足を図る。
4. 多様な勤務形態の導入
パート職員の採用、勤務日、時間の調整
5. 妊娠、子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
夜勤の制限 土曜、休日、祝日勤務の配慮
6. 夜勤負担の軽減
シフト間隔の確保 月の夜勤回数上限設定
夜勤従事者の増員
7. 病棟業務の負担軽減
デイスポ化 清拭タオル、おしぼりタオル、吸引びん
8. 電子カルテ更新に伴うペーパーレス化への取り組み

令和4年4月1日
吉野川病院